



北村 あや子 区政ニュース

マイナンバーカード 荒川区の取得率 56.8% (2023年1月末時点)

荒川区でのマイナンバーカード普及率は56.8%、申請は70.8%。予算特別委員会の質疑で明らかになりました。最大2万円のマイナポイント事業第2弾は、2月末をもって終了しました。

国はマイナンバーカードは任意だとしながら、健康保険証や介護保険証などを廃止して、マイナンバーカード一元化を促しています。日本は国民全員がいづれかの健康保険に加入する皆保険制度を保っています。保険証を廃止してマイナンバーカードにまとめるというのは、事実上の強制取得ではないでしょうか。



国はカード普及のためのマイナポイント事業に総額2.1兆円もの予算を使って取得をありました。カードのメリットを

盛んに強調していますが、その費用対効果はマスメディアからも疑問が投げかけられています。2021年3月衆院内閣委員会では、当時首相だった菅氏が「コストパフォーマンス」が「確かに悪すぎる」とも語っています。

様々な個人情報が一括されているマイナンバーの取り扱いには慎重な対応が必要です。

昨年の国会では、政府系金融機関の顧客情報や行政が持つ個人情報の外部提供が明らかになりました。2009年～2013年にマイナンバー事業受注の4社が、自民党に2億4千万円献金したことも明らかになっています。財務官の癒着浮き彫り、個人情報保護をないがしろにして個人データを集め、管理・利用する政府に不信を抱く国民も多いのでは？マイナンバー制度の見直しが必要ではないでしょうか。

銭湯支援！「ふろわり200」を若い世代にも

日本共産党荒川区議団は2月本会議で、ふろわり200の制度拡充を求めました。

「風呂なし物件が若者にブーム」と言われていますが、年収200万円にもならない非正規雇用が増え続けて、低家賃物件しか住めない現状があります。こうした若者支援や、銭湯の良さを知つてもらうために、「誰でもふろわり200の日」などを作るなど提案しました。

予算特別委員会では他会派からも賛同の質疑、さらに、親子ふれあい入浴事業(6月



～11月各月第三土曜日、荒川区在住の小学生以下の子どもと保護者が先頭に無料で入浴できる)の拡充を求める声がありました。広く要望が出ています。銭湯支援事業充実に向けて引き続き頑張ります。

ふろわり200(高齢者入浴カード)とは

区内在住満70歳以上高齢者が対象。週1回割合で区内公衆浴場(銭湯)を200円で利用できるサービスです。

【問合せ】

高齢者福祉課 電話:03-3802-3111(内線:2675)



アクト21(荒川区男女平等推進センター)交流のつどい開催

3月5日土曜日、アクト21交流のつどいが4年ぶりに開催、来場者は約1,000人。私もお邪魔してきました。「地球温暖化と節電対策について～荒川区の取組から～」として環境課長が講演を行いました。また、登録団体などによる作品展示やダンス、コーラス、和太鼓が披露されました。3月8日国際女性デーのシンボル・ミモザの花を使ったフラワーアレンジメントや、アクリルたわしづくりなどもありました。運営に関わられた皆様、お疲れ様でした。

「男女平等推進センター」をより多くの方に知って、ご利用いただき、本来の事業が充実したものになるよう、今後も期待しています。



男女共同参画パネル展示

<アクト21の相談事業>

こころと生き方・DVなんでも相談

アクト21 LGBT 専門相談

どちらも無料、要予約

まずは電話を

電話:03-3809-2890

所在地:荒川区東尾久 5-9-3



不安をあおる訪問販売 リフォーム工事・点検商法にご注意

業者が突然訪ねてきて、屋根の修理や点検を持ちかけられ、「無料で点検」を実施。「早く工事しないと大変なことになる」とねばられて工事を契約、高額請求されるというトラブルが荒川区内でも後を絶ちません。今年度はすでに42件の相談が寄せられています。

工事契約を迫られても、その場での契約を絶対しないでくださいと、消費生活センターが呼び掛けています。訪問販売の場合、万一契約してしまっても8日間以内であればクーリング・オフ(無条件で契約を解除できる制度)対象となります。他の人に相談をする、怪しいと思ったら消費生活センターにご相談を。



【問合せ】荒川区消費生活センター 電話番号:03-5604-7055

荒川区消費生活センター相談時間

曜日	相談時間	昼休み等
月曜日	8:30~16:30	12:00~13:00
火曜日	8:30~16:30	12:00~13:00
水曜日	8:30~16:30	12:00~13:00
木曜日	8:30~16:30	12:00~13:00
金曜日	8:30~16:30	12:00~13:00
土曜日	休	
日曜日	休	



日時:3月17日(金) 18:30~20:00 要予約 感染対策のためご協力ください

会場:北村あや子事務所(西尾久2-4-8) TEL&FAX:03-3894-6668

日々の生活、仕事…ひとりで悩まずご相談ください。

弁護士と北村が相談をうかがいます。

お急ぎの場合は法律事務所の相談日などご案内します。

生活相談はいつでもどうぞ。

留守電の場合は、お名前と電話番号を録音してください。

